

○三郷市余裕期間設定工事試行要領

令和 7 年 3 月 5 日市長決裁

(目的)

第 1 条 この要領は、受注者の円滑な施工体制の確保等を図るため、余裕期間設定工事を試行するに当たり、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 労働者などの確保や資材等の調達準備を行う期間で、契約日から工事開始日の前日までの期間
- (2) 実工期 実際に工事を施工するために必要な期間
- (3) 全体工期 契約締結日から工事完成期日までの期間

(対象工事)

第 3 条 余裕期間を設定する工事は、三郷市が発注する建設工事のうち、発注者が指定する工事とする。

(適用する方式)

第 4 条 余裕期間制度の対象工事とする場合、つぎの方式のうち、いずれかの方式を適用する。

- (1) 発注者指定方式 発注者が工事開始日をあらかじめ指定する方式
- (2) 任意着手方式 発注者が示した期間内で、受注者が工事開始日を選択できる方式

(余裕期間の設定等)

第 5 条 余裕期間は 90 日を超えない範囲で設定するものとする。

- 2 発注者は、発注者指定方式による工事を発注するときは工事開始日を、任意着手方式による工事を発注するときは工事開始期限日をあらかじめ入札公告、特記仕様書等により入札参加者に示すものとする。
- 3 任意着手方式による余裕期間制度が適用される工事の落札者は、契約締結までに別紙様式により工事開始日を発注者に通知するものとする。
- 4 契約日以降においては、受注者の都合による工事の開始日の変更は、原則、認めないものとする。

(前払金の取扱い)

第 6 条 対象工事に係る前払金は、三郷市公共工事前金払取扱要綱（平成 4 年告示第 124 号）の規定にかかわらず、工事開始日以降に請求できるものとする。

(余裕期間における現場管理等)

第 7 条 余裕期間における当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

- 2 余裕期間において、受注者は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事

を含め、工事に着手してはならないものとする。ただし、下請との契約、作業員や建設資材等の確保等現場への搬入を伴わない準備は除く。

(技術者の取扱い)

第8条 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(契約関係の取扱い)

第9条 契約関係の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約書に記載する工期は、全体工期とすること。

(2) 契約保証の期間は、全体工期とすること。

(3) 工事实績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、実工期とすること。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。

別紙

工 事 開 始 日 通 知 書

年 月 日

三郷市長 あて

受注者 住所

氏名

下記の工事の工事開始日を定めたので、三郷市余裕期間設定工事試行要領第5条第3項の規定により通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 開 始 期 限 日	年 月 日
工 事 開 始 日	年 月 日
実 工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
余 裕 期 間 中 に お け る 連 絡 先	氏名：